

川崎地域連合 川崎中央地区連合

2024年度「政策・制度要求」（川崎区要請事項）

I. 道路、公共交通の環境改善

1. 自転車対策の強化

(1) マナー違反の自転車運転者等への指導について<継続>

川崎駅東口周辺では、「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画」に基づく「自転車通行環境整備工事」により、歩車分離、駐輪場の設置等により、自転車による通行、駐輪をめぐるトラブルも減少しているものと思われる。

しかしながら、駐輪場外での自転車放置、押し歩きエリアの乗車走行なども散見されることから、マナー違反の自転車運転者への指導、ヘルメット着用の推進に向けた啓蒙活動を行われたい。

また、食事のデリバリー事業者を中心とした自転車による歩行、自動車等との接触事故、接触回避による二次的な事故に対しては看過することなく、警察と連携し、デリバリー事業者及び事業者への指導を強化されたい。

川崎区役所回答 (危機管理担当)

川崎区では、地域の方々や警察、関係機関と連携し、各季の交通安全運動や強化月間中に街頭キャンペーンを実施し、自転車走行ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけています。また、小学校等での自転車の安全な乗り方教室等の開催、中学校・高等学校での「スクエアード・ストレート方式」の交通安全教室を開催し、啓発・教育活動を行っております。

また、デリバリー事業者を含めた自転車利用のルール違反者に対しては、警察や関連団体等と連携し街頭キャンペーンにおいて直接声掛けしながら啓発物の配布と指導を行うなど、対策を強化しているところです。

今後も、こうした活動を通じて、ルールの遵守とマナーの向上に引き続き取り組んでまいります。

川崎区役所回答 (道路公園C)

本市では、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車の抑制と自転車利用のマナー向上を図るため、放置自転車等の指導・啓発及び撤去活動を日々行っております。

川崎駅東口周辺については、歩行者が多い川崎駅東口駅前広場や市役所通り、新川通りにおいて、令和5年度から、放置自転車が多い夕方時間帯を中心に放置自転車指導員による巡回を実施し、放置自転車の撤去活動を強化するとともに、地域ボランティア

団体の協力による川崎駅前広場周辺での自転車利用者への押し歩きのマナー啓発や、周辺商店街、警察と連携したパトロール、放置自転車クリーンキャンペーンを行うなど、自転車の安全利用に向けた取組を行っております。

しかしながら、一部利用者によるルールやマナー違反などの状態が見受けられることから、誰もが安全・安心して利用できる道路環境の確保に向け、今後も撤去活動や啓発活動を継続的かつ効果的に実施してまいります。

市民文化局回答

自転車を利用する方に対し、交通ルールの周知、安全マナーの向上を図るため、本市では、各季の交通安全運動等の機会を捉えた各種啓発活動をはじめ、各年代に応じた交通安全教室を実施しているほか、ヘルメット着用に関する新たなポスター・チラシの作成・配布や、市HPやSNS等を活用して自転車の安全利用に関する情報を発信するなど、様々な機会を捉えて啓発活動を行っております。

また、自転車交通事故多発地域を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者へ直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。今後も、県警察や関係機関等と連携を図り、交通安全教室や啓発活動を通じて、自転車マナーの向上に取り組んでまいります。

(2) 県道川崎町田線の JR 架橋下歩道の安全対策について〈継続〉

県道川崎町田線（市電通り）の JR 架橋下（アンダーパス）の歩道は、下り勾配に乗じた自転車のスピード走行があり、歩行者との接触事故の危険性など危険な状態にある。

走行規制、安全走行の周知など具体的な対策として、これまで看板、路面標示等の対策は図られているが、効果的には至っていない様に感じられる。

事故防止の観点に立った減速効果のあるピンポイントでの改善策を求める。

川崎区役所回答（危機管理担当）

川崎区では自転車利用者へのルール・マナーの向上を呼びかける自転車マナーアップチラシを作成し、自転車は車道の左側通行が原則で、歩道を通行して良い場合でも歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行するよう周知しています。今後も警察や関連団体と協力・連携を図りながら、交通安全の啓発・教育活動を継続して実施することにより、自転車利用のルールの遵守とマナーの向上に引き続き取り組んでまいります。

川崎区役所回答（道路公園C）

御指摘のとおり、これまでの対策では効果が出ていないことから、今年度は物理的な対策として、自転車の走行速度を抑制するよう、両側の歩道部に3箇所ずつ、1箇所に3本のラバーポールを千鳥に設置したところです。

今後も、この効果を検証しつつ、安全性向上に努めてまいります。

市民文化局回答

自転車乗車中の交通事故防止や自転車の安全で適正な利用を促進するため、本市では、各季の交通安全運動等の機会を捉えた各種啓発活動をはじめ、各年代に応じた交通安全教室を実施しているほか、保護者や中・高校生を対象に自転車の安全利用促進のチラシを配布するなど、対象を絞った広報啓発を行っております。

また、自転車交通事故多発地域を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。

今後も、県警察や関係機関等と連携を図り、交通安全教室や啓発活動を通じて、自転車マナーの向上に取り組んでまいります。

2. 道路整備の強化

(1) 植栽管理における清掃強化について〈継続〉

市役所通り、新川橋通り等の時間利用駐輪場付近の植樹帯については、空き缶等の不法投棄を目にする。植栽管理における清掃強化と注意喚起を含めた対策を求める。

川崎区役所回答 (道路公園C)

市役所通り等における植栽の管理につきましては、2週間に1回程度、歩道の植栽帯及び中央分離帯の清掃を実施していますが、依然として、なかなかゴミが減らず苦慮している状況です。引き続き道路パトロール等により現地の状況を確認し、適宜清掃を実施し、植栽の適切な維持管理に努めてまいります。

また、関係局と連携し、ゴミの不法投棄の防止に取り組んでまいります。

3. 道路の安全対策の強化

(1) 大島3丁目交差点付近の取締りの強化について〈継続〉

新川通りの旧さいか屋前から産業道路前の浜町交差点までは路上駐車が多く、特に大島3丁目交差点付近は、路上駐車に加えて歩道に自転車が駐輪しており大変危険である。取締まりの強化を求める。

川崎区役所回答 (危機管理担当)

違法駐車等の交通取締りの権限は警察にあり、警察署による取締りのほか、警察から委託された駐車監視員が駐車監視員活動ガイドラインに示された地域を重点に放置車両の確認事務を実施していると伺っております。

川崎区といたしましても、警察や関連団体、地域の方々と連携して各季の交通安全キャンペーン等において違法駐車の防止や自転車利用のルールの順守とマナーの向上を呼びかける啓発活動を実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。

川崎区役所回答 (道路公園C)

本市では「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車に警告札を貼付し警告した上での撤去活動を実施しており、大島3丁目交差点付近においても、同様に警告及び撤去の活動を行っております。この道路は買い物などの店舗利用者の一時的な駐輪が多いため、撤去前に自転車所有者が警告札を除却することなどにより、撤去に至らないことも多く、対応に苦慮しておりますが、誰もが安全・安心して利用できる道路環境の確保に向け、放置自転車の撤去・啓発活動を継続的かつ効果的に粘り強く行ってまいります。

(2) 殿町夜光線の路上駐車の削減について〈継続〉

市道殿町夜光線の大型トラックの路上駐車問題については、市と警察当局は、場外待機させている企業、場外待機しているドライバーに対し「殿町夜光線の路上駐車削減に向けたお願い」として注意喚起を行った。

しかし、カラーコーン設置による社会実験の実施後も路上駐車している車両があり、車両通行に影響が出ている。

荷待ち駐車車両などに対しては、荷主及び立地企業との連携をし、路上駐停車の削減に向けた取り組みを強化されたい。

臨海部戦略本部回答

路上駐停車の削減に向けた取組につきましては、昨年度の社会実験の結果を踏まえ、殿町夜光線において、立て看板による駐車禁止の周知及び大型車待機場への誘導や、路肩への実装可能なラバーポールの設置による物理的な路上駐停車抑制対策などの社会実験を実施しているところでございます。

また、社会実験の実施に合わせ、ドライバー等に対して路上駐停車の削減や既存の大型車待機場の利用のお願いのほか、荷主や立地企業に対して企業敷地内での荷待ちのお願いについて、ビラの配布や各地区の協議会での周知を行うとともに、本市ホームページを通じて広く周知してきたところでございます。

今後も引き続き、荷主や立地企業、交通管理者等とも連携しながら、殿町夜光線の路上駐停車の削減に向けて、社会実験の結果等を踏まえ、取組を進めてまいります。

4. 道路施設等の改善

(1) 新川通りの梶橋交差点の安全対策について〈継続〉

新川通りの梶（さつき）橋交差点においては、バス専用レーン及び左折レーンが同車線になっており、さつき橋バス停留場にバスが停車している場合、左折車がバスを追い越すことになり、事故発生リスクの高い危険性交差点となっている。

これまでの回答では、交通管理者からは「レーン等の規制変更は考えていない」、バス事業者からは「立地的条件からバス停留場の移動は困難」とのことであり、関係機関との協議を更に推し進め、進展が図られるようにされたい。

まちづくり局回答

バス停の位置の変更や安全対策は、基本的には各バス事業者が自主的に行うものであることから、本件の御要望については、貴重な御意見として、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、当該バス停を管理している川崎鶴見臨港バスへ、引き続きお伝えしているところでございます。

5. 鉄道駅の施設改善

(1) 京浜急行大師線鈴木町駅ホームの改善改良について〈継続〉

京浜急行大師線においては、「京急大師線連続立体交差事業」が進められ、同事業により小島新田駅から鈴木町駅間が地下化し、それに伴い鈴木町駅舎についても改修されるものと思われる。

しかしながら、現在の鈴木町駅周辺の状況は、都市開発による人口増加が顕著であり、通勤通学時にはホームに人があふれ、電車との接触、線路への転落事故等の危険が内包している。早急な安全対策を求める。

まちづくり局回答

京急大師線鈴木町駅のホームの改良に関する御要望につきましては、駅施設管理者である京浜急行電鉄へ伝えております。京浜急行電鉄からは、お客様のご利用状況などを踏まえながら検討しているところと伺っております。

本市といたしましては、引き続き、要望があったことを同社に伝えてまいります。

6. バス運行の改善

(1) 「水江町行き」及び「塩浜行き」バスの増便〈新規〉

「水江町行き」及び「塩浜行き」バスについては、川崎市立高等学校及び附属中学校の生徒並びに路線上に新設された各所物流センターの勤務者の利用が増え、時間帯によっては乗車できないことがある。

乗車実態を調査され、増便等を検討されたい。

まちづくり局回答

路線バスの運行については、利用状況や事業採算性等の判断などの観点から、基本的には各バス事業者が自主的に行うものでございます。

川崎駅東口発着系統のバスにつきましては、令和5年12月1日付けで、市バスが行ったダイヤ改正により、市立川崎高校行きの直行便運行を新たに開始したところでございます。

本市といたしましては、引き続き地域特性に応じた地域公共交通ネットワークを形成し、持続可能な地域交通環境の向上に向けた取組を進めてまいります。

交通局回答

市バスでは、令和5年3月1日の川崎南部エリアのダイヤ改正等実施後、継続して、利用状況や、走行環境など調査を行ってきたところをごさいますて、さらなる利便性の向上を図るとともに、より利用実態に合った運行とするため、令和5年12月1日付けでダイヤ改正を行ったところをごさいます。

このダイヤ改正の中で、夕方ラッシュ時の水江町発川崎駅行きの一部の便を、物流施設等の通勤需要が高い、塩浜発川崎駅行きへ変更するとともに、市立川崎高校へ通学する生徒の乗車が集中することへの対応として、新たに8時20分発直行市立川崎高校前行きを増便いたしました。

今後も、事業環境の変化や利用動向を注視しながら、利便性や利用状況等に考慮した効率的な市バスネットワークの形成を図ってまいります。

II. 生活環境の改善

1. 商店街の環境改善

(1) 川崎駅前商店街の環境改善〈復活〉

仲見世通り等では、コロナ禍後、呼び込みが急増し、不快であるばかりか、状況によっては、歩行の進路妨害、タバコのポイ捨て等環境悪化を招いている。環境浄化に向けた取り組みを強化されたい。

市民文化局回答

客引き行為等の防止につきましては、客引き防止行為等防止指導員により客引き行為等が多く行われている商店街の交点で集中的な立哨を実施するなど、更なる巡回の強化を図っているところですが、いまだ、客引き行為等が行われている状況にあることから、引き続き実態調査を継続するとともに、近隣商店街や警察署との連携を図りながらキャンペーン等の実施や巡回の強化を図るなど、状況の改善に努めてまいります。

2. 喫煙に伴う環境改善

(1) 喫煙場所以外での喫煙者に対する指導強化〈復活〉

喫煙所エリアを超えて喫煙している喫煙者に対して、指導を強化されたい。

市民文化局回答

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺

などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、重点区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

指定喫煙場所周辺については、はみ出しして喫煙している人への注意・指導をおこなうため、路上喫煙防止指導員を巡回させ、指導強化を図ってまいります。

Ⅲ. 都市基盤整備

1. まちづくり整備

(1) 京急川崎駅周辺地区まちづくり整備について〈継続〉

川崎駅周辺地区の将来を見据え回遊性や利便性、バリアフリー化や放置自転車対策などの諸課題に対応するために「川崎駅周辺総合整備計画」が策定され、その後「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」が定められ、都市基盤再編の検討を計画的に行い、段階的に整備を進めていくとのことでしたが、整備計画の進捗状況について伺いたい。

まちづくり局回答

京急川崎駅周辺地区につきましては、本市の広域拠点として、計画的なまちづくりを推進するため、平成27年3月に「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」を策定し、令和2年11月には戦略的な整備誘導の考え方をお示ししております。この戦略的な整備誘導の考え方に基づき、民間再開発事業の機会を的確に捉え、地区全体における駅周辺の回遊性や利便性の向上に寄与する、安全で快適な歩行者空間の確保や、駅前のゆとりや賑わいを生む滞留スペースの創出などによる「ウォークアブルなまちづくり」を推進するため、川崎府中線の自動車交通を相互通行化するとともに、京急川崎駅前の一部を歩行者専用道路化するなどの都市基盤再編を行い、段階的な整備を進めてまいります。

現在の進捗状況といたしましては、民間再開発事業である「京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業」について、令和5年9月に、都市計画決定が行われたところです。この取組の進捗状況等を勘案しつつ、交差点部分の一部拡幅など都市基盤再編を計画的かつ段階的に推進してまいります。

2. 道路整備計画

(1) 川崎縦貫道路の整備計画について〈継続〉

川崎縦貫道路はI期事業の大師JCT以西について先送りされているが、コロナ禍で中断されていた協議の再開に向けた動向について伺いたい。

建設緑政局回答

川崎縦貫道路につきましては、国土交通省、東京都及び川崎市の3者で構成する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会（以下「協議会」という。）」において、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化を含めた幅広い検討を進めております。

協議会につきましては、令和5年2月1日に第6回協議会が開催され、近年の社会情勢の変化について意見交換し、前回からの検討状況について確認を行ったところでございますので、引き続き、計画の具体化に向けた協議調整を進めてまいります。

3. 鉄道駅の整備

(1) JR川崎駅の南口自由通路の整備について〈継続〉

JR東日本が進める大宮町A-2街区の開発事業によりホテル及びオフィス棟を含めた商業施設も開業され、今年10月にはホール等も整備される。

今後、南口自由通路の整備が求められると思われませんが、JR東日本と意見交換、南口改札の設置等についての計画策定など、取り組み状況について伺いたい。

まちづくり局回答

現在の検討状況につきましては、具体的な計画等が策定されている状況ではございませんが、南口改札の検討にあたっては、様々な調査結果に加え、カワサキデルタ（ホテル、商業、オフィス等）の開業や、令和5年10月に開業した「SUPERNOVA（スペルノーヴァ）川崎」（ホール、カフェ等）、令和10年に竣工予定の「川崎新！アリーナシティ・プロジェクト」（アリーナ、商業等）などの新たな開発動向、及びウィズコロナの働き方とそれに伴う人の動きの急速な変化等について、周辺大規模事業所等へのヒアリングなどによる動向把握を継続的に行い、それらの状況を踏まえながら、引き続き、JR東日本と意見交換を進めてまいります。

以上